

## ドレン排水等の取扱いについて

R 2.1.6 (初版)

尼崎市ではこれまで、下水道法第 2 条に規定された汚水に分類される排水は、概ね汚水系統の排水設備へ排出することとしてきました。しかし、国土交通省からの通知「潜熱回収型ガス給湯器等ドレン排水の取扱いについて」や本市では市域の大部分が合流式下水道で整備している状況などを勘案し、下表に示すとおり雨水と同程度以上に清浄と認められる一部の排水は、雨水系統の排水設備へ接続できることとします。なお、工場及び事業所等からの排水については従来どおり、別途公共下水道管理者との協議が必要になります。

表-1 尼崎市におけるドレン排水等の取扱い

下水の種類	雨水系への 接続	備 考
① 空気調用機器のドレン排水	○	
② 潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ)のドレン排水		
③ 屋外電気温水器などの貯水タンクのオーバーフロー排水		
④ 屋上・ベランダの排水		※給水装置がある場合は汚水
⑤ 散水栓ボックスの水抜き		
⑥ 上水・給湯及び飲料用冷水系統のドレン排水		
⑦ 屋外の受水槽・高架水槽のオーバーフロー排水		※内部の洗浄排水は汚水
⑧ 消火栓・スプリンクラー系統などのドレン排水		
⑨ 屋外や屋上階の防火水槽・消火水槽の排水		
⑩ 屋外洗場の排水(屋根無)		※合流区域のみ
⑪ 屋外駐車場のピット排水(屋根無)		※分流区域で周囲から雨水が流入する構造の場合は必ず雨水系へ
⑫ ごみ集積施設(屋根無)		※合流区域で給水装置がない場合のみ
⑬ 建物内地下ピット排水	×	
⑭ 冷凍機・冷却塔及び冷媒・熱媒として水を使用する装置の排水及び内部洗浄排水		

### 【参考】

下水道法第 2 条において、「生活若しくは事業（耕作の事業を除く。）に起因し、若しくは附随する廃水」は汚水と規定されており、汚水と雨水は以下のとおり分類されます。

表-2 下水道排水設備指針における汚水・雨水の分類

汚 水	雨 水
ア 水洗便所からの排水	ア 雨水
イ 台所、風呂場、洗面所、洗濯場からの排水	イ 地下水(地表に流れ出てくる湧水)
ウ 屋外洗場等からの排水(周囲からの雨水の混入がないもの)	ウ 雪どけ水
エ 冷却水	エ その他の自然水
オ ドレン排水	
カ 地下構造物からの湧水	
キ 工場、事業場の生産活動により生じた排水	
ク その他雨水以外の排水	

以 上

(尼崎市公営企業局上下水道部お客さまサービス課)